

長期収載品の選定療養費について

令和6年度の診療報酬改定に基づき、令和6年10月から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を患者さんの希望で使用する際に、選定療養費として患者さんの自己負担が発生いたします。

○ 選定療養費の対象となる場合

- ・院外処方
- ・院内処方（入院患者さんは除く）

○ 選定療養費の対象となる医薬品について

- ・後発医薬品が発売され、5年以上経過した先発医薬品（準先発医薬品を含む）
- ・後発医薬品への置き換え率が50%以上の先発医薬品

○ 対象から除外されるケース

- ・医師が医療上の必要性があると判断した場合
- ・在庫状況等により、先発医薬品の提供が困難な場合
- ・バイオ医薬品

○ 自己負担額について

- ・長期収載品（先発医薬品）の薬価と、後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の1

※ 選定療養費には消費税もかかります。

詳細につきましては、厚生労働省資料をご参照ください。

令和6年9月30日



独立行政法人国立病院機構
とくしま医療センター東病院

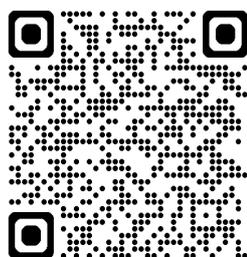
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。**
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします